

豊橋市障害者自立支援協議会 全体会 会議録

名 称	令和6年度 第3回 豊橋市障害者自立支援協議会 全体会
日 時	令和7年2月26日(水) 13時30分～15時30分
場 所	豊橋市上下水道局 5階大会議室
事務局職員	相談支援センター木もれ陽（阿部）、あいびつと豊橋（新井）、豊橋あゆみ学園（河野）、とよはし総合相談支援センター（鈴木陽・島・浅井・間木）、豊橋市役所障害福祉課（野々村・今村・伴・青竹・渡曾）
出席委員	椋山学園大学（手嶋）、さわらび会玉藻荘（黒柳）、さわらび会あかね荘（光部）、岩崎学園（松下）、豊橋市福祉事業会（杉浦）、さざなみ（中住）、相談支援事業所アイリス（柴田）、豊橋障害者（児）団体連合協議会（山下・野口）、東三河南部障害保健福祉地域アドバイザー（江川）、豊橋障害者就業・生活支援センター（安藤）、豊橋公共職業安定所（河澄）、豊橋市社会福祉協議会（加藤）、豊橋市民生委員児童委員協議会（亀山）、豊橋市医師会（大瀧）、豊橋特別支援学校（天野）、豊川特別支援学校（鈴木）、くすのき特別支援学校（白井）、こども発達センター（山口）、健康部健康増進課（井上）、福祉部福祉政策課（佐藤）、福祉部長寿介護課（木佐貫）、障害部障害福祉課（森高）
出席者	出席者23名、事務局12名、計35名
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会議開催状況について 2. 前回全体会を踏まえた対応について 3. 各専門部会の活動状況報告と協議事項について <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活支援専門部会 (2) 就労支援専門部会 (3) こども支援専門部会 4. 個別支援会議から抽出した地域課題について 5. 医療的ケア児等支援マネージャー及び虐待防止相談員の決定について 6. 児童発達支援センターについて 7. 委託相談支援事業における地区割の導入について 8. 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告について <ol style="list-style-type: none"> (1) 虐待件数の推移について (2) 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告書 (3) 来年度以降の虐待防止に係る事業所訪問について（案） 9. 強度行動障害支援体制整備に向けた事業所見学会の報告について 10. 令和7年度障害者自立支援協議会について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和7年度障害者自立支援協議会体制（案）

	<p>(2) 令和7年度障害者自立支援協議会年間スケジュール (案)</p> <p>11. (株)恵について</p>
今回の課題	<p>1 会議開催状況について 資料1参照</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課 野々村氏より説明)</p> <p>【意見】 特になし</p>
	<p>2 前回全体会意見を踏まえた対応について 資料2参照</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課 野々村氏より説明)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者が委員として参画していただけるということだが、分かりやすいように資料の作成における工夫をする予定はあるか。配布される資料は文字が多く、ただルビを振ればよいという問題ではない。これは各専門部会でも同じことが言える。そこはどのように考えているか。 ・会議の開催状況を全体会のメンバーにもということだが、この全体会で何を議論していくのかにもつながる。重層的支援体制を考えていこうと思うと、近接の各種分野での課題感など広い視点で考えること、あるいは豊橋市の行政サービスでの住民サービス全体のなかで見たときの障害福祉サービスというような、少し広い視点で考えて議論していくということが全体会の委員には必要。そういったことを共有できるとよいのではないか。 <p>➡ 当事者の参加についてはご指摘のとおり分かりやすい説明資料作成を心掛けていきたい。要約筆記や、人によっては手話通訳も必要になってくると思う。当事者の特性に沿った対応を心掛けていきたい。</p> <p>障害に限らず他分野連携を含めた課題の吸い上げを進めていきたい。</p>
	<p>3 各専門部会の活動状況報告と協議事項について</p> <p>(1) 生活支援専門部会 資料3-1参照 (生活支援専門部会長 阿部氏より説明)</p> <p>(2) 就労支援専門部会 資料3-2参照 (就労支援専門部会長 新井氏より説明)</p> <p>(3) こども支援専門部会 資料3-3参照 (こども支援専門部会長 河野氏より説明)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門部会に関して、今年度の重点目標が、相談支援体制の充実、大規模災害時の支援体制の充実、強度行動障害に対する支援体制の充実。どれも大切な部分だと思うが、少し物足りない部分を感じている。一つが地域生活支援拠点の整備。地域生活支援拠点は障害が重くなっても高齢化しても地域の中で安心して住めるような拠点を整備しようという事業。豊橋市は愛知県の中でも早い段階で面的整備を行い、評価を行ってきたが、それが停滞していないかという印象を持っている。アドバイザー会議でもここ数年ずっと地域生活支援拠点のことは話題になっている。特に今年度については地域生活支援拠点の整備はもう済んだ、次の段階として評価をしてください、コーディネーターを配置して活性化してくださいという動きに

なっている中で、豊橋市でこの部分が停滞していないか。第7期障害福祉実施計画の中にも成果目標としてある中で、ここに報告が出てこないのはどうなのか。改めて地域生活支援拠点の在り方を、生活支援専門部会で検討していただき報告していただく必要があるのではないかと。もう一つが精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築。他市では協議会の中によく出てくるが豊橋は出てこない。これも実施計画の中にあるのでどこかで触れてもいいのではないかと。特に地域包括ケアシステムは障害分野だけでなく高齢の分野、子育て分野、生活困窮の分野との連携が必要だということで重層的支援体制の整備が進んでいる中、障害の中だけで相談支援体制が進んでいる気がする。来年度以降そこを視野に入れて相談支援専門部会の協議内容を検討していただけるとよい。

➡ 既存の協議事項も含めて、白紙に戻して検討していく必要がある。

地域生活支援拠点について、ご指摘のとおり。豊橋市は体制整備をした、評価もした、というところで落ち着いてしまっている。地域生活支援拠点となっている各事業所、サービスの当事者が、自分達が豊橋市の中の地域生活支援拠点の歯車だという認識をどのくらいしているのか。

精神障害者地域包括システムについても、精神障害は身体障害や知的障害よりも敬遠されがちで、地域で生活しづらい現状がある。福祉に疎い社会資源にも周知していく必要があると感じている。

・資料 3-1 の災害の対応に関して、市防災計画でも発災の時期が何時なのかで想定される被害状況が違って出ている。能登では、事業所の人が集まれなかったので安否確認やその後の事業再開に相当時間がかかった。どの時間だったらどういうふうに安否確認ができるのかということも意識をしながら組み立てるとよい。行政に対して状況を報告するというのと事業所として安否確認をするということを同時進行でやっていこうと思うと人手が足りないという状況になる。各事業所の BCP にも影響してくるのでその連続性を考えて検討されるとよい。強度行動障害に関して、研修の受講後に現場でできたという実感を持ってもらえるような環境を各事業所は整えていくということにシフトしていったほうがよいのではないかと。

・就労支援専門部会に関して、令和 5 年度に就労者数が増えた背景は分析したか。令和 5 年度はコロナが明けてから企業活動が上向いてきた時期でもある。外的要因でかなり増えたのであれば環境を整えていくうえでは少しレギュラーかもしれない。この先の継続的な支援環境を整えていくためにどうしていくかを考える必要がある。支援者側の考えだけでなく企業側の受け入れの不安感を共有していきながら、どういう環境があれば障害者を受け入れられるのかを共に考えていく必要がある。併せて企業側に企業内の支援環境を整えることができるという情報提供が必要。

・こども支援専門部会に関して、「通所支援事業所の役割強化」の「役割の理解度 80%以上」は何をもって 80%と評価されるのか。この項目は、通所支援事業所の本来やるべき業務としてガイドラインなどで示されている法的な役割に到達していないということに対してしっか

りと担保していききたいというのであれば、「役割強化」というよりも「事業所としての役割の周知と質の向上」ではないか。「機能強化」と言われるとそれ以上の、豊橋固有の課題に対してプラスアルファ何かできているということを求めるのか。項目と中身が合わない。再考が必要ではないか。障害福祉分野だけではなく子育て施策との連続性の中で考えないといけない。障害や発達が気になる子に最初に関わる人たちは療育関係者だけでない。いろいろな人たちが子供に関わっていく最初の窓口の段階でどことタッグを組んでいけばうまく解決していけるのか。児童発達支援センターが増えて4か所になるといっても、保育園や子育て機関は困っているから代わりに頼むと依存をするのではなく、共同していく体制を子育て施策の事業と一緒に考えていくことを見続けながら考えていっていただきたい。

・資料3の全てが継続となっている。実際に達成できたというときの形が見えているのか。一般企業で、これが一つの大きなプロジェクトとして見たときに、この中で通常業務がたくさんある。もう少し分けして、もう一歩詰めた部分で達成という形が実ると大きい変化になっていく気がする。継続の線引きをして計画を作っていたほうがよいのではないか。

・資料3-2「就職者数及び就職率を増加させるための取り組み」に関して、「障害児やその家族、学校関係者等の来場を予定」とあるが、ここには企業の参加はどうなっているのか。ハローワークや就業生活支援センターが関わっているので法定雇用率未達成企業の参加を促す等の仕組みを強化していったほうがよいのではないか。就労移行支援事業所プレゼンテーション大会の参加数が8事業所ということだが、今、就労移行で二極化が進んでいる。参加率を上げていくことも就労支援専門部会で取り組めることだと思う。

➡今回令和5年度21%増加した背景と理由について、令和1～5年度までの推移でいくと、令和1～4年度までは就職者数ともに横ばい。令和5年度は就労移行の利用者数の増加に伴って就労移行からの就職者数が増加の大半を占めている。A型については就職者数の微増、B型に関しては横ばい。令和5年度上昇したのは、就労移行の利用者数の増加とともに就職者数が増えてきたということが要因。フェア、プレゼンテーション大会はじめ企業の参加等に関しては、今後の部会の課題だと感じている。市内の法定雇用率の達成状況としては半分くらい未達の企業も多い。未達の企業に対してどういうアプローチをしていくのかについては、今後ハローワークをはじめとして地域のビジネス会をとおして周知、啓発というところの連携を取っていききたい。

4 個別支援会議から抽出した地域課題について

資料4参照

(ほっとぴあ 鈴木陽氏より説明)

【意見】 特になし

5 医療的ケア児等支援マネージャー及び虐待防止相談員の決定について

資料5参照

(障害福祉課 今村氏より説明)

【意見】

・「虐待防止相談員の役割について」の資料に関して、虐待が疑われる事案が発生して以降の流れだけが記載されているが、【虐待防止相談員の目的】に「防止や早期発見」と書かれているので、そういうことをまとめた資料を意識して作られたほうがよいのではないかと。発生を未然に防げる仕組み、環境をしっかりと整えていくことが重要。

6 児童発達支援センターについて

資料6参照

(障害福祉課 今村氏より説明)

【意見】

・「児童発達支援センターを中核とした障害児支援体制」に関して、4つの中核機能という話をされているが、頂いている給付費の中でやるのが厳しいという状況はある。できれば援助のようなことをしていただくと、さらに中核機能というところでは発揮できると思う。

・今まではこども支援専門部会の運営や企画を基幹が行っていたイメージがある。この図を見ていくと、今後こども支援専門部会については児童発達支援センターがやっていくのが本筋なのではないかというイメージを持つ。こども支援専門部会の在り方と児童発達支援センターと基幹の在り方について、連携を含めて今後どのように考えているか。

➡今年度からこども支援専門部会の講師等での協力をしていただいているが、会自体を児童発達支援センターでという話はまだ検討していない。協力という形で基幹相談支援センターと一緒にやらせていただきたいと思っている。

➡協議会自体は市全体をとらえて協議していくことが大切。協議会自体は基幹相談支援センターの事務局を中心に行っている。課題の抽出や各専門機関の意見の抽出等については児童発達支援センターを中心に回していただくとよいと思う。意見を参考にしながら今後も体制を考えていきたい。

7 委託相談支援事業における地区割の導入について

資料7参照

(障害福祉課 野々村氏より説明)

【意見】 特になし

8 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告について

(1) 虐待件数の推移について

資料8-1参照

(2) 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告書

資料8-2参照

(3) 来年度以降の虐待防止に係る事業所訪問について(案)

資料8-3参照

(障害福祉課 渡曾氏より説明)

【意見】

・(株)恵が指定取消ということで3月1日からビオネストへ事業譲渡という形で動いているが、個人的には、世間の印象はあまり良くないように感じた。豊橋市としても虐待防止の事業所訪問をするなど何らかの形で、早い段階で事業所と協力してやっていただきたい。

➡事業所訪問等もおして虐待の早期発見ができるよう、意見を参考にさせていただきたい。

・虐待の調査のための訪問をするのであり事業所と仲良くするというのではない。訪問する側は聞かないといけないことは聞く。訪問する人たちへアドバイスをしていただけるとよい。

・(株)恵の状況を受けて運営指導に力を入れている自治体がある。豊橋市としてはGHに対する運営指導は今後どのように行っていくのか。

➡今回のことを踏まえて、ここまでの状況になる前に把握して指導していくことは必要になってくると認識している。

➡今年度虐待防止相談員を新たに設置しているので、虐待防止相談員とも連携しながら今後進めていきたい。地域連携推進会議が今年度は努力義務だが来年度からは義務化ということでGHと入所施設で始まるので、そういった機会も踏まえながら虐待を発生させないというところを確認していきたい。

・放デイで児童を呼び捨てにしている事業所が多い。大人の施設でも、怪我をしても、事業所は市役所に報告義務があるはずだが本人が事業所との関係性を悪くしたくないので黙ってほしいということも結構ある。本人の意見を尊重するとあまり大事にできない等、難しさがある。その辺のところを市として考えていく仕組みを作っていただけるとよい。

9 強度行動障害支援体制整備に向けた事業所見学会の報告について 資料9 参照

(障害福祉課 野々村氏より説明)

【意見】 特になし

10 令和7年度障害者自立支援協議会について

(1) 令和7年度障害者自立支援協議会体制 (案)

資料10-1 参照

(2) 令和7年度障害者自立支援協議会体制年間スケジュール (案)

資料10-2 参照

(障害福祉課 野々村氏より説明)

【意見】 特になし

11 (株)恵について

資料11 参照

(障害福祉課 今村氏より説明)

【意見】

・(株)恵だけではない。豊橋市内でも危ないと思う所がある。それを把握するのはそこにいる職員、そこに関わる相談員等、そういう役割の人が関わることになる。障害福祉サービスに関しては障害福祉課と福祉政策課、生活保護を受けている人は生活保護課が担当する。行政は縦割りで、横の連携がどういうふうにも有機的に働くかということが問題だと思っている。福祉従事者の声を丁寧に聞いてほしい。

➡虐待の対応をする中で、日頃から生活福祉課等と連携しながら対応していくというのは重要だと考えている。意見を参考に今後も対応していく。

○全体を通しての意見

・就労支援専門部会に関して、進めていくのにハローワークと距離が遠い。就労支援専門部会の委員にハローワークの障害部門の職員が入っていただけると、より良くなるのではないかと。

・地域移行に関して、3月4日に医療機関のソーシャルワーカー等呼んで、年1回の地域移行促進ネットワーク検討会がある。医療機関の、ソーシャルワーカーだけでなく看護師や作業療法士等も生活支援をするということで一生懸命やっている。いかに関係を深めるかが課題。医療機関のソーシャルワーカーは外に押し出す、相談支援専門員はそれを引っ張り出すという共同作業。年1回だけでなく、もう少し顔合わせする機会があったほうがよい。

➡ハローワークとの連携、ハローワークの参加については部会で検討したい。

・次第3の生活支援専門部会と次第7の委託相談支援事業における地区割に関して。直近で障害者の数が増えてきている。生活のしづらさ調査を基に5年に一度調査をしている。前回の調査から精神障害が56%増と驚異的に増加している。これまで障害というと身体障害というイメージが市民にあったかと思うが、圧倒的に精神障害が増えてきている。これからの生活支援専門部会も、地区割をしたので専門性を持ってということに関しては、どこも精神障害者の対応をかなり丁寧にやっていかないといけない時代が目の前に来ているということ。これからの課題として検討を進めていただきたい。

・障害者の雇用代行ビジネスに関しては、ハローワークのアドバイスを頂きながら、地域課題を事前にチェックしながら課題を吸い上げていけるような努力をしていただけるとよい。

・障害者の障害福祉計画を含めて障害児の計画は、こども子育て支援計画と融合性があるが、行政としては縦割りの中で変革が難しい分野ではあるとみている。こども家庭庁がこども基本法に基づき「こども大綱」を策定し、来年度から3年間の基本方針を立てて一気にこども政策の推進が始まる。保育所等には交付金等で療育支援の加算、加配当などが手当されてきていたが、「こども大綱」が始まると、保育所が障害児、医療的ケア児を受け入れる「インクルーシブ保育」の方向に向いていく。資料5-1、6-1は私たちのほうから見えた図であり、こども基本法のほうから見えている絵面もこれから意識していかないといけない。

・豊橋市は障害の虐待について早くから積極的に取り組んでいる。特に予防という視点ではいろんな調査もしている。施設には賠償責任保険を入れている事業所が多いはず。障害者の虐待

という「立て直し」と「救済」というキーワードが出てくる。一度虐待を起こしている事業所の人たちは事業所の「立て直し」が「救済」だという誤解をしている。事業所を立て直すことと救済は全く別物。「救済」という方法は、行政が虐待の判断をしたときという条件で、施設が入っている賠償責任保険で金銭的補償ができる。行政が虐待通報等を受けて積極的に虐待という判断をすれば、その事業所は賠償責任保険において何らかの形で被害に遭われた障害者に金銭的補償ができるということも重要なファクター。虐待被害に遭われた方への救済を考えると法人としても積極的に行政の人と確認をするということは大事。今後虐待防止訪問をされるときにはその情報も提供していただけるとよい。

- 来年度の開催については事務局より別途案内。